

# 養育費の取り決めにかかる費用を補助します

養育費は子どもが健やかに成長する上で大切なものです。

柏崎市は、ひとり親家庭の子どもが養育費を確実に受け取れるよう、

「公正証書等作成経費」「養育費保証契約締結経費」を補助します。

## 対象となる方

- 1 柏崎市内に居住し、申請時にひとり親世帯である方
- 2 養育費の取り決めにかかる費用を負担した方(令和6(2024)年4月1日以降に限る)
- 3 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養している方
- 4 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助を受けていない方

## 対象となる経費

### 1 公正証書等作成経費

- ①養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用
- ②公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ③公正証書作成時における公正役場への立ち合いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ④公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ⑤家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手
- ⑥弁護士会及びADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

### 2 養育費保証契約締結経費

養育費の支払いについて保証会社と養育費保証契約を締結する場合において、補助対象者が負担する保証料、手数料等

## 補助金額

補助対象の支払った経費の合計額（上限50,000円）を補助  
(過去に補助を受けている場合は対象になりません)

## 申請の流れ

申請は補助対象の経費を支払った日(令和6年4月1日以降に限る)の翌日から6か月以内にする必要があります。

### 事前相談

申請前に要件に該当しているか下記お問合せ先まで問合せます。

### 申請

必要書類を揃えて元気館1階子育て支援課に提出します。

### 交付決定

市から交付決定通知書が届きます。

### 補助金振込

指定された口座に補助金が振込まれます。

### 受給報告

養育費の受給状況の報告書を提出します。

## 申請時に必要な書類

### 1 公正証書等作成経費

- ①柏崎市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ②児童扶養手当の受給者にあつては、児童扶養手当証書の写し
- ③児童扶養手当の受給者以外にあつては、申請者及び扶養している児童の戸籍謄本の写し
- ④補助対象経費にかかる領収書等の写し

### 2 養育費保証契約締結経費

保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る)の写し

## 申請・お問合せ先

柏崎市 子ども未来部子育て支援課 家庭支援係 (栄町18番26号)  
電話：0257-47-7190